

# 小学校音楽科 学習指導要領 改訂のポイント

## 1. 教科の目標及び各学年の目標

いずれも（１）（２）（３）の３項目に分けて示された。

これは「総則」に示された資質・能力の「三つの柱」と関連付けたものである。

（１）＝「知識・技能」

（２）＝「思考力・判断力・表現力等」

（３）＝「学びに向かう力・人間性等」

各学年の目標は現行においても３項目に分けられていたが、「三つの柱」に合わせて構成が変更されている。ただし、学習の順序を示すものではない。

なお、教科の目標においては、育成すべき資質・能力として、

「音楽的な見方・考え方を働かせ」

「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる」

という文言が加えられた。

「音楽的な見方・考え方」については中教審答申において次のように説明されている。

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること。」

すなわち、音楽を形づくっている要素の働きを感性的に捉えて理解すること、それらから得られる心の動き、生活や文化（中学校では生活や社会、伝統や文化）などとの関わりについて考えることを重視しているものである。

## 2. 各学年の内容

（１）歌唱，器楽，音楽づくり，鑑賞のいずれの項目においても，現行では「次の事項を指導する」としていたものを「次の事項を身に付けることができるよう指導する」と改め，身に付けるべき内容が具体的に示された。

（２）歌唱，器楽においては，現行の指導事項ア～エに示されていた内容のうち技能的な要素が，指導事項ウの（ア）～（ウ）の３つに示された。

（３）音楽づくりにおいては，現行の指導事項ア，イに示されていた内容のうち技能的な要素が，指導事項ウの（ア）（イ）の２つに示された。

（４）歌唱教材（共通教材を含む）及び器楽教材については，現行の「表現」の（４）から各学年に新設された「内容の取扱い」に移動して示された。

(5) 同じく鑑賞教材については、現行の「鑑賞」の(2)から各学年に新設された「内容の取扱い」に移動して示された。

(6) 各学年の〔共通事項〕に示されていた(ア) (イ)の具体的内容は、「指導計画の作成と内容の取扱い」に移動し、全学年をまとめた形で示された。

### 3. 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) いわゆる「アクティブ・ラーニング」は字句としては示されていないが、「児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること」と明示されており、「音楽的な見方・考え方を働かせ」「他者と協働」といった視点から学習指導の改善を行うことが求められた。〔1 (1)〕

(2) 現行では、「総則」のみに示されていた下記の内容が「指導計画の作成と内容の取扱い」にも示された。

- ・障害のある児童の指導の工夫〔1 (7)〕
- ・言語活動〔2 (1) ア〕
- ・コンピュータや教育機器の活用〔2 (1) ウ〕

(3) 次の事項が新設された。

- ・生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること〔2 (1) エ〕
- ・著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること〔2 (1) オ〕
- ・我が国や郷土の音楽の指導における指導方法の工夫〔2 (3)〕
- ・合奏の指導における楽器選択の視点〔2 (5) オ〕
- ・音楽づくりの指導の工夫〔2 (6) イ〕

(4) 低学年で取り上げる楽器については、現行の「身近な楽器」から「様々な打楽器」が除かれて「旋律楽器」となり、例示の「ハーモニカ」は「鍵盤ハーモニカ」に改められた。〔2 (5) イ〕

(5) 中学年で取り上げる「旋律楽器」の例示に「和楽器」が加えられた。〔2 (5) ウ〕